

大田市公告第31号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）に規定する「特定空家等」に認定した建築物について、当該特定空家等の所有者又は管理者を確知できないため、空家法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月25日

大田市長 楫野 弘和



1 対象となる建築物（特定空家等）の概要

- (1) 所在地 島根県大田市仁摩町仁万 1576 番地
- (2) 種類 納屋
- (3) 構造 木造瓦葺2階建
- (4) 床面積 102.48 平方メートル

2 特定空家等に対する必要な措置

所有者等は、1の建築物の除却を3の期限までに行うこと。

なお、同日までに除却を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委託した者（以下「市長等」という。）が、当該建築物の除却をする。なお、所有者等が確知された場合は、その費用を所有者等から徴収する。

3 措置の期限

令和8年4月16日

4 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、5の問合せ先へ通知すること。

5 問合せ先

大田市 建設部 都市計画課 市営住宅・空家係

電話 0854-83-8174

ファクシ 0854-82-1722